

静岡県告示第222号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年3月25日から2週間熱海土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
伊東修善寺線	伊東市鎌田字種落1177番の53	令和4年3月25日

=====

静岡県告示第223号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年3月25日から2週間熱海土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
池東松原線	伊東市鎌田字種落1177番の53	令和4年3月25日

=====

静岡県告示第224号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年3月25日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
田原野函南停車場線	田方郡函南町大竹字下冷川175番の12から 田方郡函南町大竹字下冷川176番の13まで	令和4年3月25日

田原野函南停車場線	田方郡函南町大竹字冷川182番の10	令和4年3月25日
-----------	--------------------	-----------

=====

静岡県告示第225号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年3月25日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
函南停車場反射炉線	田方郡函南町大竹字冷川182番の10	令和4年3月25日
函南停車場反射炉線	田方郡函南町大竹字下冷川176番の13から 田方郡函南町大竹字下冷川175番の12まで	令和4年3月25日

=====

静岡県告示第226号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年3月25日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
清水函南停車場線	田方郡函南町大竹字下冷川175番の12から 田方郡函南町大竹字下冷川176番の13まで	令和4年3月25日
清水函南停車場線	田方郡函南町大竹字冷川182番の10	令和4年3月25日

=====

静岡県告示第227号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年3月25日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
沼津小山線	駿東郡小山町菅沼字茅沼855番の50から 駿東郡小山町菅沼字茅沼935番の15まで	令和4年3月25日